

信託及び信託類似の金融スキーム（usufruct）と配当剥離

—国際的な配当課税回避への対応—¹

（未定稿）

第 97 回証券経済学会全国大会（於中央大学）

2025 年 9 月 3 日（水）

愛知学院大学法学部 中嶋美樹子

1 はじめに

2 外国法に準拠した信託類似取引の解釈

（1）事実の概要 — 国税不服審判所裁決令和 6 年 3 月 14 日

（2）審判所の判断

(i) 法人税法 12 条 1 項の信託の意義

(ii) 法人税法 12 条 1 項の適用

(iii) あてはめ

（3）まとめ

3 英米法における usufruct の解釈

（1）スコットランド銀行事件の概要

（2）usufruct の日本法における解釈

(i) 信託課税の枠組み

(ii) usufruct の法的性質

(iii) 信託の該当性

（3）usufruct 期間中の配当の帰属

（4）日本法における対応

4 国際租税法における視点

（1）OECD モデル租税条約における受益者概念

（2）欧米諸国における裁判例

（3）日本法における解釈のあり方

5 おわりに

¹ 本研究発表は、平成 30 年度・令和元年信託研究奨励金助成に係る成果の一部である。

1 はじめに

英米法における usufruct（用益権）はローマ法に由来し、フランス法、ドイツ法をはじめとする大陸法系及び英米法系の法制度において、所有権から分離された独立の権利として認められている。これらの法制度において usufruct は、当該財産の元本所有権を有さないものの、その財産から生じる果実を取得する権利を享受する構造を有している。

とりわけ欧米諸国においては、この usufruct を利用し、株式の所有権と配当金を受領する権利を分離するスキームが構築され、株主に対する配当課税の回避手段として利用されることが問題視されてきた²。

日本においても、このような欧米型の usufruct を通じて配当受領権を分離し、配当課税を回避する手法の可能性については、既に指摘されている³。もっとも、日本の民法体系においては、フランス法等にみられるような、資産と果実の帰属とを明確に分離する一般的な法理は存在せず、株式（資産）と配当金（果実）とを切り離して処理すること、株主の権利のうち配当受領権のみを独立して譲渡・設定することは認められないと解されてきた⁴。

近時、株式の保有・管理を目的として発行された預託証券(Depositary Receipt、以下「DR」という)に関し、DR 保有者に支払われた配当金と同額の金銭（以下「配当金相当額」という）を、税法上配当とみなした国税不服審判所裁決⁵が公表された。本件は、オランダ法に準拠した信託類似の取引において、株式と引き換えに DR が発行され、配当金相当額がオランダの財団を経由して DR 保有者に支払われた事案である。争点は、内国法人の連結確定申告における外国子会社合算税制の計算上、当該配当金相当額を子会社から受ける配当等の額として控除できるか否かにあった。国税不服審判所は、本件取引を信託法上の「信託」に該当すると認定し、法人税法 12 条 1 項に基づき、当該配当金相当額を税法上「配当」とみなすと判断した。

本件は、第一にオランダ法準拠の信託類似取引が日本においても信託として認定され得ることを明示した点で意義を有する。第二に、外国法に準拠する信託類似の仕組みにより、株式の所有権を委託者に留保したまま、配当金を配当金相当額に転化して受益者に交付する形態であっても、税法上は配当とみなされ、元本所有者における配当課税の回避手段とはなり得ないことを示した点においても重要である。

英米法における usufruct も、資産とその果実たる収益を切り離せる点で信託類似の取引と位置づけられる。この観点からすれば、usufruct が日本法の解釈により「信託」に該当す

² 中里実「dividend usufruct による配当受領権の切り出し」金子宏・中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018）88 頁。

³ 中里実「dividend usufruct による配当受領権の切り出し」金子宏・中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018）。

⁴ 中里実「dividend usufruct による配当受領権の切り出し」金子宏・中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018）。

⁵ 国税不服審判所裁決令和 6 年 3 月 14 日裁決事例集 134 集 86 頁。

ると判断される可能性があり、その場合には信託課税の枠組みを通じて配当課税が及ぶ余地が生じることになる。

以上を踏まえ、本報告においては、usufruct の法的性質、日本法における解釈及び配当課税が及ぶ余地について検討したい。まず第 2 章において、外国法に準拠した信託類似取引の解釈を、令和 6 年 3 月 14 日の国税不服審判所裁決を素材として検討する。次いで第 3 章において、英米法における usufruct の意義と日本法における位置づけを分析し、配当帰属との関係を明らかにする。さらに第 4 章では、国際租税法の視点から、OECD モデル租税条約における受益者概念、主要国の裁判例の動向、日本法における受益者概念の解釈のあり方を論じる。

2 外国法に準拠した信託類似取引の解釈

(1) 事実の概要 — 国税不服審判所裁決令和 6 年 3 月 14 日⁶

本件は、内国法人 X（審査請求人）が、外国子会社合算税制の適用に関連し、特定外国関係会社 B 社が受領した配当金相当額を「子会社から受ける配当等の額」として控除し連結確定申告を行ったところ、原処分庁が控除を否認し更正処分等を行ったため、これを不服として争った事案である。

X は、米国人 A 社を完全子会社として保有し、B 社（ケイマン諸島法人）は同 C 社（同じくケイマン諸島法人）の全株式を保有していた。D 財団（オランダ法人）は A 社と資本関係を有しなかった。A 社は、D 財団との間でオランダ法準拠の預託証券発行契約（本件発行契約）を締結し、その保有する C 社株式全てを D 財団に譲渡し、その対価として D 財団発行の預託証券（以下「本件 DR」という）を取得した。本件発行契約、D 財団の設立証書及び管理条項によれば、D 財団は C 社株式を保有・管理し、株主権を行使し、C 社株式に係る配当金等を本件 DR 保有者に引き渡す義務を負い、株式の処分や担保供与は禁止されていた。その後、A 社は B 社との間で預託証券移転契約（以下「本件移転契約」という）を締結し、本件 DR を B 社に移転し、その対価として B 社から普通株式及び優先株式の発行を受けた。本件発行契約及び本件移転契約は、設立証書及び管理条項の存在が前提となって成立している（以下、これらをあわせて「本件発行契約等」という）。

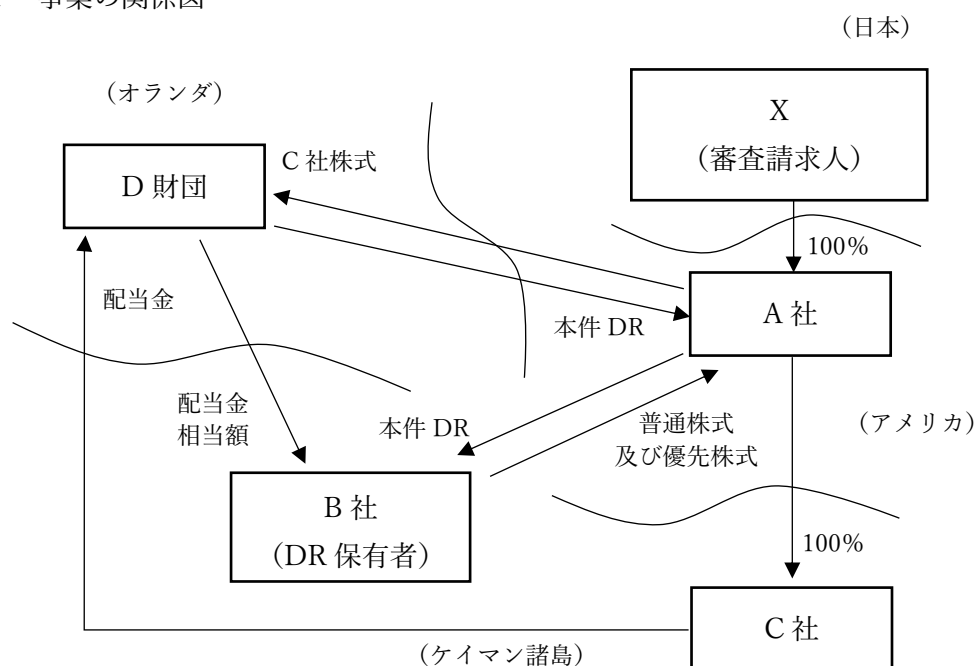
本件スキーム下で C 社は D 財団に 8600 万米ドルの配当金を支払い、D 財団は全額を B 社に交付した（配当金相当額）。X はこれを措置法施行令 39 条の 115 第 1 項第 4 号（令和 2 年政令第 207 号による改正前のもの。以下同じ）所定の「子会社から受ける配当等の額」として控除したが、原処分庁は、B 社は C 社株式を保有しておらず配当金相当額は同号に該当しないとして控除を否認し、更正処分を行ったことから、これを不服として再調査請求を行い、その棄却決定後に審査請求を提起したものである。。

⁶ 本事案についての評釈は以下のものがある。中村真由子「外国子会社合算税制における外国の法律関係の『信託』該当性」ジュリスト 1606 号 10 頁（2025）。吉村浩一郎「外国法に基づく法律関係について日本税法上の『信託』該当性」を肯定し、外国子会社合算税制に基づく課税処分が取り消された事例」NO&T Tax Law Update 税務ニュースレター 29 号（2024）。

本件の主たる争点は、D 財団から本件 DR の保有者である B 社に支払われた配当金相当額が、外国子会社合算税制上の「子会社から受ける配当等の額」に該当するか否かであり、その判断は、本件発行契約によって成立した法律関係が法人税法 12 条 1 項所定の「信託」に該当するか否かに依拠する。X は信託該当性と受益者等課税信託の適用を主張し、配当金は受益者 B 社に帰属するとするのに対し、原処分庁は信託該当性を否定し、これは D 財団に帰属すると反論した。

以上を踏まえると、当該配当金相当額が外国子会社合算税制における「子会社から受ける配当等の額」に該当するか否かを判断するためには、まずもって、本件発行契約によって成立した法律関係が法人税法 12 条 1 項に規定する「信託」に該当するか否かの検討が中心的な論点となる。

図表 1 事案の関係図



(出所) 事案をもとに報告者作成。

(2) 審判所の判断

(i) 法人税法 12 条 1 項の信託の意義

「租税法が私法上の概念を特段の定義なく用いている場合には、別意に解すべきことが租税法の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、それを私法上におけるものと同じ意義に解するのが法的安定性の確保に資することからすれば、法人税法第 12 条第 1 項に規定する信託は、信託法に規定されている信託と同じ意義に解するのが相当である。」

「ある法律関係が信託法上の信託とされるためには、①一定の財産が存在し、当該財産が受託者となるべき特定の者に帰属すること、②その特定の者が達成すべき目的（専らその特定の者の利益を図る目的を除く。）が定められていること及び③その特定の者が、上記②で定められた目的に従って、当該財産につき、管理又は処分及びその他の当該目的の達成に必要な行為をする義務を負うことが定められていることが必要と解され、このような法律関係が、信託法第3条各号に掲げる方法によって生じたものと認められる場合には、信託法上、信託をすることになると解される。」

①について

「本件発行契約においては、A社はD財団にC株式の全部を拠出し移転し、その引換えとして、D財団はC社株式に相当する本件DRを発行する旨が定められており…設立証書及び管理条項にも同様の定めがある…。これに加えて、…、A社は、本件発行契約の定めによって、社C株式の全部をD財団に対して譲渡し、引換えにD財団から本件DRの発行を受けたことからすれば…、一定の財産（C社株式）が存在し、当該財産が受託者となるべき特定の者（D財団）に帰属したと認められる。」

②について

「設立証書は、D財団の目的として、①C社株式を保有して管理するためにC社株式の所有権を取得すること、②C社株式に係る議決権等を行行使すること、③C社株式について支払われる配当金等を受け取り、そのまま本件DRの保有者に対して引き渡すことに加え、④適用される管理条項を遵守した上で、その他これらの目的を達成するためのあらゆる行動をすることを掲げる…とともに、D財団の目的にはC社株式を処分すること又は担保に供することは含まない旨定めている…。また、設立証書第2条2が、D財団は、C社及び本件DRの保有者の利益を可能な限り確保するように、C社株式に付与された権利を行行使するものとする旨定めていること…からすれば、専らD財団の利益を図る目的を定めているとは認められない。

このような設立証書が、本件発行契約又は本件移転契約において、A社又はB社が留意し無条件に遵守するとされている…ことからすれば、その特定の者（D財団）が達成すべき目的（専らその特定の者の利益を図る目的を除く。）は、本件発行契約等により成立した法律関係において定められていると認められる。」

③について

「設立証書及び管理条項によれば、D財団は、設立証書で定められた目的に従って、C社株式につき、その議決権等を、C社及び本件DRの保有者の利益を可能な限り確保するように、理事会のみを通じて、D財団の裁量により行使する義務…や、全ての配当金等を受領し、その後直ちに当該配当金等を本件DRの保有者の指定する口座へ支払うとともに、当該配当金等を受領したことを本件DRの保有者に対して通知する義務…、そして、適用される管理条項を遵守した上で、その他これらの目的を達成するためのあらゆる行動をする義務…を負うとともに、その保有及び管理しているC社株式を処分すること又は担保に供するこ

とはしてはならないものとされている…。

したがって、その特定の者（D財団）が、設立証書で定められた目的に従って、当該財産（C社株式）につき、管理又は処分及びその他の当該目的の達成に必要な行為をする義務を負うことは、本件発行契約等により成立した法律関係において定められていると認められる。」

信託該当性について

「本件発行契約は、A社が、D財団との間で、D財団に対しC社株式の全部を抛出し移転する旨定めており、また、…設立証書及び管理条項は、D財団が設立証書で定められた目的に従ってC社株式の管理及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨定めていると認められ、また、このような本件発行契約等に定められた内容について、その定められた限りにおいて、委託者となるべきA社と受託者となるべきD財団との間において合意がされた（意思の合致があった）ものと認められることは、上記…のとおりであるため、本件発行契約等における合意のうち日本の信託法第3条第1号に規定する内容に当てはまる部分については、同号に規定する契約、すなわち日本の信託法上の信託契約に相当するものと認められる。

…、本件発行契約等における合意内容に基づけば、本件発行契約等により成立した法律関係は、上記…①ないし③と同等であると認められ、また、…当該法律関係は、日本の信託法上の信託契約に相当する契約を締結する方法によって生じたものと認められることから、当該法律関係は、日本の信託法上の信託の概念に相当するものと認められ、法人税法第12条第1項に規定する信託に該当するものというべきである…。」

ただし書信託該当性について

「…本件発行契約等により成立した法律関係は、法人税法第12条第1項に規定する『信託』に該当し、かつ、ただし書信託に該当しないため、受益者等課税信託に該当すると認められる。」

(ii) 法人税法12条1項の適用

法令解釈について

「…措置法は、第1条において、この法律は、法人税に係る納税義務、課税標準又は税額の計算等につき、法人税法の特例を設けることについて規定するものとする旨規定しており、措置法が規定する法人税法の特例に係る法律関係においては、特別法たる措置法が法人税法に優先して適用されるものの、措置法において法人税法の特例の規定がない法律関係に関しては、一般法たる法人税法の規定が適用されることとなる。

そこで、法人税に係る納税義務、課税標準又は税額の計算に関する措置法の規定をみると、法人税法第12条第1項本文に規定する信託の信託財産に属する資産及び負債の帰属について特段の規定は定められていない。このことからすれば、法人税に係る納税義務、課税標準又は税額の計算に関する措置法の規定を適用する場合には、法人税法第12条第1項本文の規定の適用により、同項本文に規定する信託の受益者が当該信託の信託財産に属する資産

及び負債を有するものとみなされることは明らかであり、このことは、外国子会社合算税制における基準所得金額を計算する場合においても同様であると解される。」

(iii) あてはめ

「…、本件発行契約等により成立した法律関係は、受益者等課税信託に該当すると認められ、…B社は、…本件信託の受益者に該当することとなり、法人税法第12条第1項の規定により、B社は、…本件信託の信託財産に属する資産であるC社株式の全部を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益であるC社株式に係る配当は、受益者であるB社の収益とみなして法人税法の規定を適用することとなる。

このような法律関係は、…外国子会社合算税制における基準所得金額を計算する場合においても適用されることから、法人税法第12条第1項本文の規定により、受益者であるB社の収益とみなされた配当金相当額は、措置法施行令第39条の115第1項第4号に規定する子会社から受ける配当等の額に該当し、B社の…個別課税対象金額の計算の基礎となる基準所得金額の計算上、控除されることとなる。」

(3) まとめ

本判決は、外国法に準拠した信託類似の取引を日本法上「信託」として認定し、受益者であるB社が受領した配当金相当額を法人税法12条1項の規定に基づき配当とみなして課税した。

この判決は、外国法上の制度がここで示された信託要件—すなわち、委託者・受託者・受益者から成る三者構造、信託財産の分離管理、ならびに受託者への管理・処分権限の付与等—を満たしさえすれば日本法における「信託」に該当し得ることを示すとともに、元本の所有権を委託者に留保したまま配当金を第三者に帰属させる取引であっても、税法上、元本の所有者に配当が帰属するものとして取り扱う可能性を示唆しているといえよう。

3 英米法における usufruct の解釈

(1) スコットランド銀行事件⁷の概要

英米法における usufruct を利用して配当課税を回避しようとした代表的事例として、いわゆる「スコットランド銀行事件」が挙げられる⁸。フランスの製薬会社A社（仏法人）は、英国法人であるスコットランド銀行（以下「X銀行」）に対して配当金を支払ったが、その際、フランス法に基づき25%の源泉徴収税が課された。X銀行は、1968年の仏・英租税条約9条6項及び7項（現行では廃止）に基づき、条約上定められた15%の源泉徴収税率の適用及び配当税額控除（avoir fiscal）を求め、フランス税務当局に還付請求を行った。しかしながら、当局はこれを却下したため、X銀行はバリ行政裁判所に訴えを提起した。第一審はX銀行の請求を棄却したが、控訴審であるバリ行政控訴裁判院は原審判決を破棄し、超

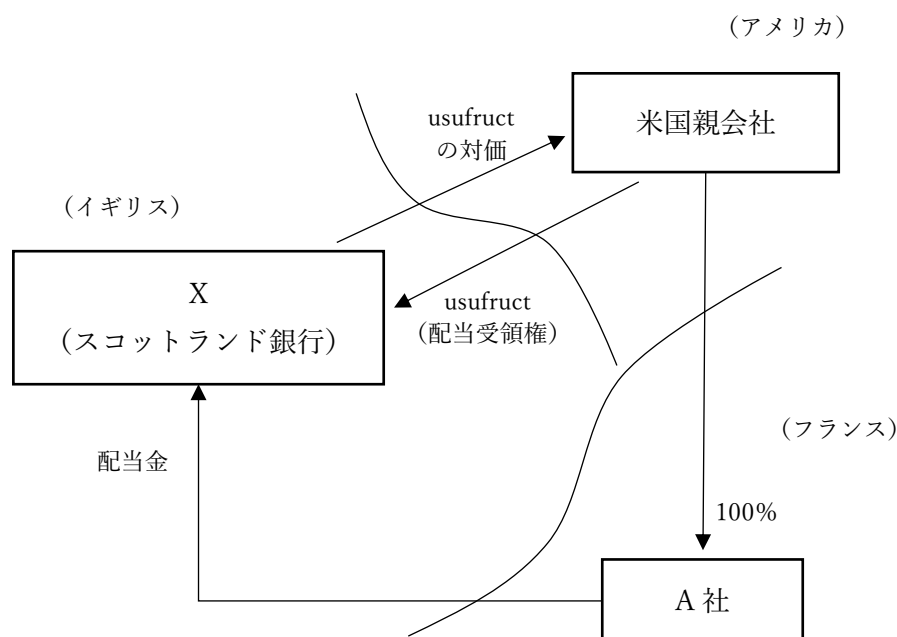
⁷ Ministre de l'Economie, des Finances et de l'Industrie v. Société Bank of Scotland [2006] CE 283314.

⁸ 本事件に触れたものとして以下のようなものがある。Reuven S. Avi-Yonah & Christiana Hji Panayi, *Rethinking Treaty-Shopping: Lessons for the European Union*, Law & Economics Working Papers No. 7 (2010); Jinyan Li, *Beneficial Ownership in Tax Treaties: Judicial Interpretation and the Case for Clarity*, Osgoode Hall Law School, York University, Working Paper No. 4/2012 (2012).

過源泉徴収税の還付及び税額控除を命じた。これに対し、国側は仏行政最高裁判所に上告し、判決の取消しを求めた。

本件の争点は、X 銀行が A 社の米国親会社と締結した usufruct の解釈にあった。usufruct の契約内容は以下のとおりである。X 銀行は、米国親会社から A 社発行の議決権を有しない優先配当株の usufruct（配当受益権）を 3 年間限定で取得した。対価は約 2 億 6700 万フランであり、これは 3 年間の配当総額とほぼ同額であった。契約には、A 社が配当金を支払えない場合に米国親会社が X 銀行に補償金を支払うこと、また税務当局が税額控除を認めない場合の追加補償も含まれていた。さらに米国親会社は A 社に必要な資金援助を約束し、不法行為や異常経営がない限り、年間 9000 万フランの優先配当金支払いを保証した。契約上、A 社の四半期業績が一定水準を下回った場合には X 銀行に権利放棄の選択肢も認められていた。

図表 2 事件の関係図



（出所）事件をもとに報告者作成。

仏行政最高裁判所は、当該契約が単なる株式譲渡ではなく、実質的には米国親会社が X 銀行から資金を借り入れ、返済義務を A 社に委任し配当金によって相殺する事実上の貸付取引であると認定した。したがって、税法上、配当の「受益者（bénéficiaire effectif）」は資産所有者である米国親会社であり、法的に所得が帰属している X 銀行ではないとして、仏・

英租税条約の適用を否定した。

本判決は、フランス国内法における濫用防止規定（*Livre des Procédures Fiscales* § 64）の適用に加え、租税条約における受益者要件の解釈に際して経済的実質を重視する実質課税（*substance over form*）の原則を採用した結果、当事者が私法上の形式として設定した usufruct 契約を経済的実態に即して貸付契約に引き直した（*recharacterize*）したものといえる⁹。

（２）usufruct の日本法における解釈

（i）信託課税の枠組み

このような usufruct を用いた配当受領権の分離スキームは、日本法においていかなる解釈がなされるであろうか。日本の民法体系には、フランス法のように元本と果実の帰属を明確に分離する一般原則は存在せず、株式の配当受領権は株主の地位に不可分に結び付く権利とされてきた。そのため、株式の所有権を維持しつつ配当受領権のみを譲渡する取引は、株主名簿の名義移転を伴わない限り、会社法上も有効性が疑問視される。さらに、民法上の債権譲渡として構成する余地もあるが、その場合でも会社に対抗するためには株主名簿上の記載・記録が必要となる。このため、英米法の usufruct をそのまま日本法の権利形態として認めることは困難であると解される。

もっとも、上記の国税不服審判所裁決では、元本の所有権を委託者に留保したまま配当金を第三者に帰属させる取引であっても、税法上、元本の所有者に配当が帰属するものとして取り扱う可能性を指摘した。この論理を延長すれば、仮に、usufruct が日本法において「信託」に該当すると解される場合には、法人税法 12 条及び所得税法 13 条に基づく信託課税の枠組みが適用されることとなる。

（ii）usufruct の法的性質

以下では、usufruct が日本法上「信託」に該当するための要件を備えているか否かを検討するにあたり、まずその制度内容を明らかにする。なお、usufruct は日本の民法に規定されていないため、ここでは、米ルイジアナ州民法（*Louisiana Civil Code*）に規定される usufruct を参照し、その法的構造を分析対象とする¹⁰。

米ルイジアナ州民法における usufruct は、他人の財産に対して有期限で設定される物権（*real right*）である（*Art. 535*）。対象財産の性質に応じ、その効力や内容は異なる。すなわち、対象財産は消耗品（*consumables*）と非消耗品（*nonconsumables*）に区分されるところ、非消耗品とは土地、家屋、株式、動物、家具、自動車等、その物的実体を保持したまま使用

⁹ 松田直樹ほか「第 61 回 IFA 総会—主なテーマを巡る議論の評釈と論考—」税大ジャーナル 6 号 137 頁（2007）152 頁。

¹⁰ ルイジアナ州における usufruct については以下の文献を参照した。A.N. Yiannopoulos, *Usufruct: General Principles—Louisiana and Comparative Law*, 27 *La. L. Rev.* 325 (1967); Hickey, *The Usufruct and Taxation*, 8 *La. B.J.* 223, 224 (1961); Hickey, *The Usufruct and Taxation* (Second Edition), 22 *La. B.J.* 261 (1975); Randy Paul, *Comment, The Life Usufruct as an Estate Planning Tool*, 45 *La. L. Rev.* 93 (1984).

可能であるが、時間の経過や使用により自然減耗又は劣化する可能性のある物をいう (Art. 537)。対象財産が非消耗品である場合、用益権者 (usufructuary) は、これを占有 (possess) し、そこから生じる効用 (utility)、利益 (profits) 及び利得 (advantages) を享受する権利を有する。他方、用益権者は当該財産を慎重に管理・使用し、usufruct 終了時に裸の所有権者 (naked owner) へ返還する義務を負う (Art. 539)。

用益権者は、対象財産から生じる果実 (fruits) を受領する権利を有する (Art. 550)。また、対象財産を賃貸 (lease)、譲渡 (alienate)、抵当に供する (encumber) ことが可能であり (Art. 567)、非消耗品についてもこれらの処分行為を行う。ただし、これらの権利は usufruct の終了とともに消滅する (Art. 568)。他方、用益権者は、usufruct 期間中、固定資産税等の費用を負担する義務を負う (Art. 584)。

裸の所有権者は、裸の所有権 (naked ownership) を譲渡することができるが、その行為によって usufruct を害してはならない (Art. 603)。また、用益権者の権利を損なわない範囲で対象財産に物権を設定できる (Art. 604)。他方、裸の所有権者は、用益権者の権利を妨害してはならず (Art. 605)、また対象財産の差し替え (alterations) や改善 (improvements) を行うことはできない (Art. 606)。

対象財産が株式である場合、配当金は usufruct 期間中、用益権者に帰属する。他方、残余財産の分配や資本の払戻しは裸の所有権者に帰属する。株式配当や株式分割も裸の所有権者に帰属し、新株予約権は usufruct の対象とはならず裸の所有権者に帰属する (Art. 552)。議決権については、別段の定めがない限り、用益権者が行使する (Art. 553)。

このように、米ルイジアナ州民法の usufruct は、他人の財産を一定期間利用できる物権であり、財産の所有権は裸の所有権者が保持しつつ、用益権者が、その財産を占有し、そこから得られる果実や効用を享受できる制度といえよう。とりわけ、株式などの非消耗品を対象とした usufruct においては、用益権者は返還義務を負いつつも、対象財産を賃貸・譲渡・担保に供することができ、また配当受領権と議決権を有する。しかし、元本である株式の帰属は裸の所有権者に留まる。つまり、usufruct は、一定期間において、財産から生じる果実の取得権を享受しつつも、当該財産の元本そのものの所有権は保持しないという法的性質を有するといえよう。

(iii) 信託の該当性

それでは、このような usufruct が日本法において「信託」に該当するのであろうか。ここでは、株式を対象とした usufruct について検討を行う。

まず、信託においては、一定の財産が存在し、委託者から受託者へその財産権が移転し、受託者が当該財産の名義上の権利者となる必要がある (要件①)。

株式を対象とする usufruct の場合、そもそも、一定の財産が株式なのか用益権なのか明らかでない。一定の財産が株式であれば、その所有権は裸の所有権者に留まるといえるのであろうか。日本法においては、委託者と受託者が同一となる自己信託 (信託法 3 条 3 項) も認められていることから、裸の所有権者が委託者＝受託者であると評価できる余地がある。

用益権者は株式について賃貸・譲渡・担保設定を行うことができる。とはいえ、これらの権能は用益権という制限物権の範囲内のものであり、完全な所有権移転とは異なる。裸の所有権者が株式について残余財産の分配、資本の払戻し、株式配当や株式分割、そして新株予約権等を受け取る権利を有し、第三者に対して所有者として行為するのに対し、用益権者は制限物権を有するのみで、用益権終了時には株式を裸の所有権者に返還する義務を負う。この点において、usufruct の構造は、地上権者や賃借人が権利の範囲内で譲渡や転貸を行うのと類似する。したがって、株式を対象とした usufruct において、用益権者が株式の処分権限を有するとしても、それは制限物権としての用益権の範囲内の権能行使にすぎず、裸の所有権者を受託者とみなせば、当該財産（株式）の帰属は委託者＝受託者（裸の所有権者）にあるといえることから、要件①は充足する余地はあるものと考えられる。他方、一定の財産が用益権であれば、用益権は裸の所有権者から用益権者に移転し、用益権の名義上の権利者は受益者である用益権者となる。日本法においては、受託者と受益者が同一となることは原則として認められていないことから¹¹、これについては、信託該当性を検討するまでもないであろう。

次に、信託では受託者が達成すべき目的（専ら受託者の利益を図る目的を除く。）が信託契約等により明確に定められている必要がある（要件②）。

usufruct において裸の所有権者は、株式の所有権を譲渡することはできるが、その行為によって用益権者の権利を妨害してはならず、対象財産の差し替え等による用益権者の権利内容を変更することはできない。

他方、用益権者は、当該財産を慎重に管理・使用し、usufruct 終了時に裸の所有権者へ返還する義務を負う。すなわち、usufruct は、用益権者自身が経済的利益を享受することを目的として設定される物権であり、その本質は自己の利益のための利用権である。裸の所有権者が受託者として主体的に用益権者に対して明確な目的達成義務を負うわけではない。

したがって、株式等を対象とする usufruct においては、委託者＝受託者（裸の所有権者）が達成すべき目的が明確に定められているとはいえず、要件②は充足しないと解される。

さらに、信託において受託者は、要件②の目的に従い、財産の管理・処分及びその他目的達成に必要な行為を行う義務を負うと定められている必要がある（要件③）。

そもそも要件②の目的が明確でないことから、その目的に従った必要な行為とは何かということも明らかではない。usufruct においては、裸の所有権者が、裸の所有権の譲渡や株式に物権を設定する際には、用益権者の権利を妨害してはならないということが定められているのみであり、これは目的に従った必要な行為というよりは、むしろしてはならない行為を定めているにすぎないともいえる。よって、要件③も充足しないとも考えられる。

以上を総合すると、株式を対象とした usufruct においては、裸の所有権者を委託者＝受

¹¹ 受託者と受益者が同じという状態は、受益者による財産の監督機能は望めず、受託者の忠実義務等の形骸化の恐れもあるため、このような状態が1年間続くと信託は終了する（信託法 163 条 2 号）。

託者とみなすことで要件①を満たす可能性はあるものの、要件②及び③の要件は充足しないと考えられる。すなわち、対象財産の帰属や形式的名義と異なり、信託受託者に求められる目的遂行義務及び管理処分義務が欠如していることから、日本法上の信託に該当すると評価することは困難であろう¹²。

(3) usufruct 期間中の配当の帰属

usufruct が日本法における信託の要件を充足しない場合には、当然ながら信託課税の適用は認められない。この場合に問題となるのは、税法上、当該株式から生じる配当が裸の所有者と用益権者のいずれに帰属するかという点である。

まず、米ルイジアナ州民法に照らすと、usufruct は他人の財産に設定される有期限の物権であり（535 条）、非消耗財の場合、用益権者は占有及びそこから生じる効用・利益を享受する権利を有する（539 条）。さらに、552 条は、usufruct 期間中の配当金は用益権者に帰属すると規定している。このことから、私法上は、株式が生む収益である配当金は用益権者に帰属すると考えられる¹³。

次に、日本の税法上の解釈について検討する。法人税法 11 条及び所得税法 12 条は、いわゆる実質所得者課税の原則を規定しており、収益の法律上の帰属につき、形式と実質が異なる場合には、法律的帰属説¹⁴に基づき、その実質により帰属を判断することが求められている¹⁵。しかし、株式の帰属に関する個別的な明文規定は存在しない。そのため、課税庁は実務上、「収益の基因となる資産の真実の権利者が誰であるか」を判断基準としている（所基通 12-1）。すなわち、資産から生じる所得は、その資産の真実の権利者に帰属することを前提に取り扱われるのである¹⁶。この考え方は学説においても支持されており、岩崎は、他人名義株式に係る配当所得の帰属について、実質所得者課税の原則に基づき、形式的名義に

¹² 米ルイジアナ州民法においては、usufruct が信託とみなされる場合とそうでない場合がある。実務上の取扱いや裁判例によると、usufruct の目的が財産の保全・管理にある場合には、これを信託とみなす一方、財産のうち、生涯にわたる usufruct 以上のものを受け取る権利はない場合には信託とはみなされない。Priv. Ltr. Rul. 9121035 (Feb. 25, 1991), 1991 PLR LEXIS 369; Rev. Rul. 66-86, 1966-1 C.B. 216; Estate of Jeanne Lepoutre v. Comm'r, 62 T.C. 84 (1974).

¹³ 米ルイジアナ州民法においては、用益権は配当金を含むすべての果実取得権を用益権者に与え、税法上も配当を所得に算入すべき者は株主であると解されるため、usufruct 期間中の配当は用益権者に帰属する。Treas. Reg. § 1.1371-1(d); Rev. Rul. 64-249, 1964-2 C.B. 332.

¹⁴ 実質所得者課税の原則の適用にあつては、「実質」に即して判断すべきとする法律的帰属説と、「経済上の帰属」に基づいて判断すべきとする経済的帰属説とに学説は対立している。金子宏『租税法（第 24 版）』182 頁（弘文堂、2021）。

¹⁵ 金子宏『租税法（第 24 版）』182 頁（弘文堂、2021）。

¹⁶ 法人税基本通達においても同じ。法人が役員や使用人の名義をもって株式を所有している場合でも、当該配当は名義人ではなく、株式の真実の所有者である法人に帰属すると規定しており、形式上の名義よりも経済的実質を重視する姿勢を示している（法基通 3-1-1）。また、名義書換失念株に係る配当について、形式的受領者ではなく真実の所有者に基づいて帰属を判断すべきことが示されている（法基通 3-1-2）。

かわらず株式の真実の権利者に帰属させるべきと論じている¹⁷。

ここで問題となるのは、配当金の「基因となる資産」が株式であるのか、それとも用益権であるのかという点である。我が国の民法体系においては、フランス法やドイツ法にみられるような資産の帰属と果実の帰属を明確に分離する一般的法理は存在せず、株式という元本とその果実である配当金とを切り離すことは原則として許容されていない。また、このような民法体系を背景に、税法上もこれらの分離を前提としてこなかったように思われる¹⁸。そうすると、株式の真の権利者を前提とした帰属判断がされることとなる。この場合、配当金の基因となる資産は株式とみなされ、その真実の権利者は裸の所有権者ということになる。

一方で、理論的に株式の権利が元本（裸の所有権）と配当受領権（用益権）に分離可能であると仮定すれば、配当金の基因となる資産は用益権とみなされる。この場合、配当金を実際に受領し享受できる権利を持つ用益権者が用益権の真の権利者と解釈され、これに配当が帰属する可能性が高い。すなわち、usufruct 期間中は、配当金を実質的に受領できる用益権者が所得課税上の受益者となると考えられる。ただし、用益権の対価として用益権者が配当金相当額を裸の所有権者に支払う場合には、課税庁は実質所得者課税の原則の解釈において、法形式よりも経済的帰属を重視し、経済的実質に応じて usufruct を再構成した上で課税する可能性も否定できない。

もっとも、日本法においては、経済的実質に応じた課税を正面から肯定する法的根拠は限定的であり、学説¹⁹においても裁判例²⁰においても、法形式を無視して経済的実質のみをもって課税要件を認定することは慎重に解されている。したがって、配当金相当額を配当として課税することには困難が伴うと考えられる。ましてや、スコットランド銀行事件のように、用益権設定時に用益権者が裸の所有権者に支払う場合には、必ずしも用益権の対価と配当金とが一致するとは限らず、税法上配当として扱うことはなお難しいであろう。

結論として、日本法上、usufruct 期間中の配当の帰属は、民法上の原則と実質所得者課税の制度解釈を総合的に考慮すると、株式と用益権の分離が認められない場合は裸の所有権者に帰属し、形式的に分離可能と解釈される場合には用益権者に帰属することになると整理できる。したがって、日本法での解釈においては、株式と用益権の分離が認められるか否かがポイントとなろう。

¹⁷ 名義人に配当金が支払われた場合、所得税法上の申告期限までに不当利得返還が行われるときや、配当金が留保されているときには、いずれも配当所得は真実の株主に帰属するとされる。また、名義人に現実に配当金が支払われ、真実の株主からの不当利得返還請求がなされていない場合にも、株主としての地位が真実の株主にあることから、配当所得は真実の株主に帰属するものとされる。岩崎正明「他人名義株式に係る配当所得－譲渡所得の帰属－」税務事例研究 33 号 43 頁（1996）50 頁。

¹⁸ 拙稿「資産性所得の帰属についての一考察－バークレイズ銀行事件判決を受けて－」愛知学院大学論叢 法学研究 66 巻 3・4 号 1 頁（2025）。

¹⁹ 金子宏『租税法（第 24 版）』182 頁（弘文堂、2021）等多数。

²⁰ 日本ガイドント事件（東京高判平成 19 年 6 月 28 日判時 1985 号 23 頁）等多数。

usufruct が信託に該当すると認定された場合には、法人税法 12 条及び所得税法 13 条に基づく信託課税の枠組みが適用され、当該受益者に帰属する利益は配当所得として課税されることになる。したがって、この場合、用益権者が受益者となることから、usufruct 期間中の配当は用益権者に帰属すると解される。

(4) 日本法における対応

以上の検討を踏まえると、英米法型の usufruct を利用して株式の所有者が裸の所有権者となり、配当金を用益権者に受領させた上で、同額を用益権の対価（配当金相当額）として受け取り、配当課税の回避を図ったと認められる場合、日本法においては、いかなる対応が可能であろうか。

日本法上の解釈によれば、(3) で検討したとおり、株式の権利が元本（裸の所有権）と配当受領権（用益権）に分離可能であると認められる場合、又は usufruct が信託に該当すると認定された場合には、配当は用益権者に帰属すると解される。この場合、日本法において、スコットランド銀行事件のように配当を用益権者ではなく裸の所有権者に帰属させる解釈を採り得るか否かが検討されなければならない。

スコットランド銀行事件において裸の所有権者への配当帰属を認めた判例理論は、フランス国内法における濫用防止規定及び租税条約上の受益者要件を、経済的実質を重視する解釈によって適用したものであった。他方、我が国の税法には包括的な濫用防止規定が存在せず²¹、経済的実質を重視する解釈についても、前述のとおり、学説及び裁判例はいずれも否定的な見解を示している。このため、信託課税の枠組みが適用される場合に、裸の所有権者への配当帰属を認める解釈を採ることは困難であると考えられる。

したがって、現行法の下では、租税回避防止の観点から、経済的実質を重視する解釈を正面から肯定するための立法的整備²²、あるいは株式に付随する配当受領権の分離取引に対する特則の創設が検討されない限り²³、usufruct を用いた配当課税の回避は困難と思われる。

さらに、私法と税法との間の不整合も看過できない。民法上許容されない権利構造であっても、国境を越える取引において usufruct が用いられる場合がある。この点、私法と税法の整合性を確保するための制度上の調整が必要であり、特に外国法に基づく制度を介した場合の取扱いについては、今後の裁判例の蓄積と理論整理が不可欠である。

4 国際租税法における視点

usufruct を利用することにより配当収受権を分離し得るスキームが存在する以上、当該仕

²¹ 我が国の法人税法上、同族会社に係る行為計算否認規定（132 条）、組織再編取引における否認規定（132 条の 2）や連結法人の行為計算否認規定（132 条の 3）など、特定の濫用防止規定は存在するが、本稿においては、かかる特殊な規定の適用は考慮対象としない。

²² これについては、筆者は多くの税法学者と同様、反対の立場を採る。例えば、反対の立場として、金子宏「租税法と私法」租税法研究 6 号 1 頁（1978）。賛成の立場として、今村隆「租税回避への対応と納税者の権利保護(2)諸外国の租税回避一般否認規定と最近の動向」税務弘報 57 巻 11 号（2009）。

²³ このような特則は、主要な国の国内法をみる限り、存在しない。

組みが国際租税法上いかなる影響を及ぼすかが問題となる。中里²⁴は、外国法人が内国法人との間で usufruct（以下「クロスボーダーusufruct」という）を締結し、配当受領権のみを切り出すことにより、配当課税を回避する可能性がある旨を指摘している。

スコットランド銀行事件にみられるように、欧米諸国においては、株式を対象とするクロスボーダーusufruct の活用により、株式の元本と配当収益の帰属が分離された場合、国内法上の濫用防止規定の適用に加え、租税条約上の配当の beneficial owner（受益者）をいかに認定すべきかが主要な争点となってきた。

そこで、本節では、まず OECD モデル租税条約における受益者概念の沿革を概観し、次いでスコットランド銀行事件以降の欧米諸国におけるいくつかの裁判例を挙げる。その上で、日本における租税条約上の受益者概念の解釈のあり方について検討する。

（１）OECD モデル租税条約における受益者概念²⁵

1977 年、OECD モデル租税条約において、配当（第 10 条）、利子（第 11 条）、使用料（第 12 条）条項に初めて「受益者 (beneficial owner)」という文言が導入された。しかし、この時点では受益者の定義は条約本文に置かれず、当時のコメンタリーにおいて、受益者とは実際に所得を享受する者を意味し、単なる代理人や名義人等を除外する趣旨であると説明されるにとどまっていた²⁶。この段階では、経済的利益の享受という観点よりも、条約の適用が単なる代理人や名義人等に及ぶことを防止するための技術的解決策としての性格が強かったといえる²⁷。

1992 年及び 2003 年のコメンタリー改訂により、受益者は「狭義の技術的意味で用いられるのではなく、むしろ文脈および条約の目的に照らして理解すべき」（パラ 12）と明記され、その概念は拡張された。この改訂を通じて、受益者の解釈において経済的実質を重視する傾向が強まったと評価されている²⁸。

さらに、2014 年のコメンタリー改訂では、租税条約における受益者概念は国内法上の概念とは異なり、条約の文脈において独自に解釈されるべきであるとされた。そして、積極的に受益者を定義するのではなく、いかなる者が受益者に該当しないかという消極的定義の

²⁴ 中里実「dividend usufruct による配当受領権の切り出し」金子宏・中里実編『租税法と民法』（有斐閣、2018）88 頁。

²⁵ 租税条約における受益者概念については、以下に詳しい。川端康之「租税条約における受益者の意義と機能」金子宏先生古稀祝賀『公法学の法と政策（上巻）』361 頁以下（有斐閣、2000）。阿部雪子「租税条約における受益者の判断基準・OECD モデル租税条約第 10 条及びそのコメンタリーの改定を検討して－」企業研究 46 号 123 頁（2024）。同「国際租税法における受益者要件 (beneficial ownership)－OECD モデル租税条約第 12 条（ロイヤルティ）を検討して－」法学研究 98 巻 1 号 269 頁（2025）。

²⁶ この時点での受益者の意味付けや具体的な内容はそれほど明確ではなかった。一高龍司「租税条約の濫用防止に関するわが国の課題」租税研究 804 号 184 頁（2016）187 頁。

²⁷ Avery Jones, J., R. Vann & J. Wheeler, Response to: OECD Discussion Draft “Clarification of the Meaning of ‘Beneficial Owner’ in the OECD Model Tax Convention” 1–2 (2011).

²⁸ 吉村浩一郎「租税条約の『濫用』と対策－条約漁りをめぐる近時の状況の整理－」金子宏監修『現代租税法講座 第 4 巻 国際課税』86-87 頁（日本評論、2017）。

形が採られた²⁹。具体的には、契約上、配当金を受領した者がこれを第三者に引き渡す義務を負う場合、その者は受益者に該当しないとされた³⁰。なお、同コメントリーにおいては、配当の受益者 (the beneficial owner of a dividend) と株式の所有者 (the owner of the shares) とが必ずしも一致しない場合があることも明記された。

近年の OECD モデル租税条約においては、BEPS 行動計画 6 (租税条約の濫用防止) との関係が重要である。2015 年に公表された BEPS 行動計画に係る最終報告書³¹を契機として、2017 年 OECD モデル租税条約では、濫用防止規定 (第 29 条) として PPT (Principal Purpose Test) 及び LOB (Limitation on Benefits) 条項が導入され、受益者概念のみで租税回避を抑止する枠組みから、より包括的な制度へと移行した³²。

(2) 欧米諸国における裁判例

欧米においては、いわゆるスコットランド銀行事件を契機として、租税条約上の受益者概念をめぐる判断枠組みが発展してきた。その典型例として、同事件と同年に言い渡された英国控訴院判決、いわゆる Indofood 事件³³を挙げることができる。本件は、インドネシア法人 Indofood 社が、オランダの中間会社を経由してモーリシャスの特別目的会社 (SPV) に利子を支払った取引に関し、当該オランダ法人がインドネシア・オランダ租税条約に基づく源泉税軽減の特典を享受できるかが争われた事案である。英国控訴院は、租税条約上の受益者概念は国内法上の所有権概念とは異なる独自の法的概念であると位置づけ、当該オランダ法人を受益者に該当せず、税条約上の特典を享受することはできないと判示した。本件は、経済的実質を重視し、国内法ではなく租税条約独自の受益者概念に基づいて判断がなされた点に特色がある。

次に、Prevost Car 事件³⁴がある。本件は、カナダ法人 Prevost Car 社がオランダの持株会

²⁹ Kees van Raad 「The Beneficial Ownership Requirement after the 2014 Update to the OECD Commentary on Articles 10, 11 and 12」 租税研究 789 号 343 頁 (2015) 353 頁。

³⁰ Kees van Raad 「The Beneficial Ownership Requirement after the 2014 Update to the OECD Commentary on Articles 10, 11 and 12」 租税研究 789 号 343 頁 (2015) 353 頁。

³¹ OECD, *Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances, Action 6 – 2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project* (OECD Publishing 2015).

³² OECD モデル租税条約の濫用防止規定については、以下の文献に詳しい。青山慶二「租税条約の濫用防止」日税研論集 73 号 19 頁 (2018)。吉村浩一郎「租税条約濫用防止措置としての主要目的テスト」租税研究 844 号 118 頁 (2020)。川端康之「租税条約の解釈－濫用防止と PPT」租税研究 865 号 44 頁 (2021)。

³³ Indofood International Finance Ltd v. JP Morgan Chase Bank NA London Branch [2006] EWCA Civ 158. この判例については、以下の文献を参照した。増井良啓「第 61 回 IFA 大会の報告－所得の人的帰属の抵触を中心として－」租税研究 700 号 77 頁 (2008) 88 頁。より詳しい解説として、以下の文献が挙げられる。Adolfo Martín Jiménez, Beneficial Ownership: Current Trends, 2 World Tax J. 35 (2010)。

³⁴ Prevost Car Inc. v. The Queen [2008] TCC 231. この判例については、以下の文献を参照した。Brian J. Arnold, The Concept of Beneficial Ownership Under Canadian Tax Treaties, in *Beneficial Ownership: Recent Trends* 39, 40–43 (Michael Lang, Pasquale Pistone, Josef Schuch, Claus Staringer & Alfred Storck eds., 2013). より詳しい解説として、以下の文献が挙げられる。阿部雪子「租税条約にお

社を経由してスウェーデン法人及び英国法人に配当を支払った取引に関し、当該持株会社がカナダ・オランダ租税条約に基づく源泉税軽減を享受できるかが争われた事案である。同持株会社は従業員を有さず、他の株式も保有していなかったが、カナダ租税裁判所は、当時の OECD モデル条約コメンタリー及び Indofood 事件を参照し、配当の受益者を「配当を自己の使用・享受のために受領し、そのリスクと管理を引き受ける者」と定義した。その上で、同社には配当を自動的に株主へ移転すべき契約や法的義務が存在しなかったことから、中間会社ではなく受益者に該当すると判断し、連邦控訴裁判所もこれを支持した。本件は、受益者概念の判断基準を国内法ではなく租税条約に求めた点において Indofood 事件と共通するが、中間会社の評価に関して法形式を重視し、Indofood 事件とは異なる結論を導いた点で注目される³⁵。

最後に検討するのは、いわゆるデンマーク受益者事件³⁶である。欧州司法裁判所 (CJEU) は、2019 年 2 月 26 日、デンマークにおける配当及び利子に対する源泉税の取扱いをめぐる一連の事件（配当事件：C-116/16 及び C-117/16、利子事件：C-115/16、C-118/16、C-119/16 及び C-299/16）について判決を下した。本件は、デンマーク子会社が EU の中間会社に配当・利子を支払い、これがタックスヘイブンや第三国の投資家に流出するといった構造の下で、EU 親子会社間指令 (PSD) 及び利子・使用料指令 (IRD) に基づく源泉税免除の特典を享受し得るかが争点となったものである。

PSD には受益者の要件は含まれていないが、IRD は利子・使用料の受益者が EU 加盟国の法人又は恒久的施設 (PE) であることを要件とする。この点について CJEU は、受益者概念の解釈にあたり、OECD モデル租税条約及びそのコメンタリー並びにこれに基づく二国間租税条約の解釈を重視した。その上で、受益者とは単に形式的に利子・配当を受領する者ではなく、当該所得を経済的に享受し、その用途を決定し得る者を意味し、単なる中間会社はこれに含まれないと判示した。また、CJEU は、PSD や IRD の濫用が認められる場合には、各加盟国に国内法上の濫用防止規定が存在しなくとも、特典の適用を否認すべきであるとした。そして、濫用の判断に際しては、人為的なアレンジメントや実体なき経済活動といった客観的要素と、不当な租税上の利益を得る意図という主観的要素の双方が要件とな

ける受益者の判断基準—OECD モデル租税条約第 10 条及びそのコメンタリーの改定を検討して—」企業研究 46 号 123 頁 (2025) 130-132 頁。なお、阿部は、Prevost Car 事件のほか、スイスにおけるスワップ取引に関して受益者が争われた事件も紹介している。阿部によれば、いずれの事件においても裁判所は、配当金の受領と当該配当金の支払いとの相互依存関係を考慮して判断しており、これらの判断は所得の帰属の原則に基づくものであると指摘している。

³⁵ Brian J. Arnold, The Concept of Beneficial Ownership Under Canadian Tax Treaties, in *Beneficial Ownership: Recent Trends* 39, 40–43 (Michael Lang, Pasquale Pistone, Josef Schuch, Claus Staringer & Alfred Storck eds., 2013).

³⁶ Cases C-115/16, C-118/16, C-119/16 & C-299/16, N Luxembourg 1, ECLI:EU:C:2019:134; Joined Cases C-116/16 & C-117/16, T Danmark, ECLI:EU:C:2019:135. これらの裁判例については、以下の文献を参照した。S. Gommers, Danish Dynamite: The 26 February 2019 CJEU Judgments in the Danish Beneficial Ownership Cases, 28 EC Tax Rev. 6 (2019).

ることを明確にした。

このような CJEU の判断枠組みは、Indofood 事件及び Prevost Car 事件との比較において理解されるべきである。すなわち、Indofood 事件が経済的実質を重視して中間会社を受益者と認めなかったのに対し、Prevost Car 事件は契約における果実の自動移転義務の不存在を根拠に中間会社を受益者と認め、法形式を尊重する立場を採った。他方、デンマーク受益者事件は、Indofood 事件同様に経済的実質を重視しつつも、さらに EU 指令の濫用防止規定を前面に押し出し、客観的・主観的要素を組み合わせた濫用判断の枠組みを提示した点で特徴的である。

本判決は、受益者概念が租税条約適用における中核的要素であり続ける³⁷と同時に、近時では PPT や LOB 条項と並び、いわゆる条約漁り (treaty shopping) を抑止する国際的な規範として機能していることを示したものと評価できよう。

(3) 日本法における解釈のあり方

これらの裁判例を踏まえると、日本法における受益者概念の解釈はいかにあるべきか。日本が締結する租税条約においても、OECD モデル租税条約と同様に受益者の文言を用いるものが存在するが、その定義は条約において明確に規定されていない。

他方、日本法における租税条約の位置づけは、憲法 98 条 2 項における国際協調主義、並びに所得税法 162 条及び法人税法 139 条における租税条約優先原則に基づき、国内法よりも租税条約が優先適用される。したがって、利子・配当等の所得の帰属について、国内法上の実質所得者課税の原則に基づく判断が妥当するとしても、租税条約上の受益者概念が適用される場面においては、条約上の解釈が優越することになる。

3 において検討したとおり、日本の国内法解釈においては、資産性所得の帰属につき、真実の権利者への帰属を基準とする実質所得者課税の原則が適用され、その具体的判断は主として法実質に基づいて行われてきた。他方、租税条約の適用に際しては、条約に固有の受益者概念を解釈する必要がある、その解釈においては、経済的実質を重視する立場が採られる傾向にあることがうかがわれる。

このような国際的潮流を踏まえば、日本においても租税条約上の受益者概念は、Indofood 事件にみられる経済的実質重視の立場を参照しつつ、Prevost Car 事件が指摘するように法形式の意義を無視しない形で解釈することが妥当であろう。加えて、近時のデンマーク受益者事件が示すように、受益者概念は単なる帰属判断にとどまらず、濫用防止機能を併せ持つものであることから、日本においても条約漁りへの対応として、OECD モデル租税条約に導入された PPT や LOB 条項といった濫用防止規定の併用を前提に、受益者概念を濫用防止の観点から機能させる必要がある。

もっとも、その適用にあたっては、租税法規の明確性原則の要請に照らし、納税者にとつ

³⁷ 阿部雪子「国際租税法における受益者要件 (beneficial ownership)－OECD モデル租税条約第一二条 (ロイヤルティ) を検討して－」法學研究 98 巻 1 号 269 頁 (2025)。

ての予測可能性を確保しつつ、課税の公平性と国際的整合性を担保することが不可欠である。

5 おわりに

本報告では、欧米型 usufruct の概念を素材として、日本法における解釈及び配当課税について検討を行った。

まず、国税不服審判所裁決を手掛かりに、英米法上の usufruct の性質と日本法上の位置づけを分析した結果、usufruct は所有権から分離した独立の権利として承認され得る一方、日本法上は必ずしも明確に制度化されておらず、信託として把握することは困難であるとの結論に至った。さらに、usufruct 期間中の配当帰属については、民法上の原則と実質所得者課税の原則の趣旨を総合的に考慮すれば、株式と用益権の分離が認められない場合には裸の所有権者に、形式的に分離が可能と解される場合には用益権者に帰属すると整理できる。したがって、配当帰属の判断には、株式と用益権の分離可能性や信託該当性を前提とした慎重な法的構成が要求される。

さらに、国際租税法の視点からは、OECD モデル租税条約の受益者概念及び裁判例の検討を通じて、租税条約上の受益者判断が経済的実質を重視するものになりつつあること、また、濫用防止規定とともに、条約漁りへの対応策として機能することが確認された。

以上を踏まえれば、日本法における usufruct 及び配当帰属の解釈は、国内法上の法的実質による解釈と租税条約上の経済的実質を重視する解釈の双方を調和的に考慮し、予測可能性と課税公平性を確保することが不可欠である。

今後の課題は、国内法に基づく法的帰属による判断と、国際課税における経済的実質の重視との調和をいかに実現するかであり、そのための理論的整理が求められる。